

農地転用許可申請（農地法第4・5条申請）の添付書類

(1) 通常の添付書類

書類の種類	書類の内容等
土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)	申請に係る土地の現に効力を有するものに限る。
土地の所有者であることが確認できる書類	必要に応じ下記の書類を添付する。 ①相続後未登記の場合 ・相続関係系図 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 ・相続放棄申述受理謄本等 ②住所変更後で未登記の場合 ・住民票 ③氏の変更後で未登記の場合 ・戸籍謄本等
住民票の写し (コピー不可)	譲受人（借借人）が市外の個人である場合
位置図	縮尺 1/25,000 程度のもの
周辺見取図	申請地周辺の土地の利用状況の概要が確認できる図面
公図写し	申請地及び隣接地の地目、地番、地積、所有者氏名を表示すること。 なお、次例の証明がなされていること。 (証明例) この公図写しは宇都宮地方法務局〇〇支局備付け公図（公図番号〇〇）を謄写したものに相違ありません。 〇年〇月〇日謄写 謄写者 住所 氏名 ㊦
特定図	申請地の位置を朱線により特定した測量図面で申請に係る土地の面積が記載されているもの。(分筆登記申請に添付する測量図と同等の精度のもの。2部提出)
土地利用計画図	縮尺 1/500 ～ 1/2,000 程度とし、開発区域界、建物・施設の配置・形状・施設物間の距離等が具体的に明らかにされた図面
平面図	施設の平面図で縮尺 1/200～1/300 程度のもの。
取水、排水計画図	当該転用事業に関連する取水、排水の計画図（開発区域内の集水計画、排水放流先まで明示する。）
水利権者及び漁業権者等の同意書	例えば ・排水の放流同意書（第一次放流先） ・土地改良区水路の目的外使用許可
所有者又は耕作者の同意書	①所有権以外の権原に基づいて申請する場合 ・所有権者の同意書 ②申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権、賃借権に基づく耕作者がいる場合 ・賃借権等の合意解約 ・耕作者の同意

他法令の許認可書の写し又は許認可の手続き状況を証する書面	当該転用事業に関連して、他法令の許認可を了している場合又は許認可申請の申請中の場合、それぞれ許認可書写、許認可の手続き状況等を証する書面
申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地の所有者の同意書	当該土地の所有者が申請者以外の者である場合
関係機関の議決等（議会、総会等）を証する書面	市町、農業協同組合等で転用事業に当たって議決等を要する場合、議事録写し等それを証する書面
土地改良区の意見	土地改良区の意見書（ただし、意見を求めた日から 30 日を経過してもその意見を得られない場合は、その事由書）
事業計画書	事業の目的、転用の必要性、転用面積の必要性、土地の選定理由、土地利用計画、周辺農地等への被害防除対策、雨水排水対策、資金計画、他法令等の申請状況等について記載した書面
土地選定経過書 （申請地が第 1 種農地または第 2 種農地の場合の場合）	土地選定の経過を確認するため、下記の書類を添付する。 ①第 1 種農地の場合 ・土地評価証明書(申請前 3 か月以内のもの) ・選定経過の場所がわかる図面 ・選定の結果がわかる書類 ②第 2 種農地の場合 ・選定の結果がわかる書類
事業の経費がわかる書類	必要に応じ下記の書類を添付する ・見積書 ・パンフレット(金額表示のもの) ・カタログ(金額表示のもの) その他メーカー等が発行する推奨書類・案内書等で金額のわかる書類
資金証明	転用事業を完了させるために必要とする資金の裏付けとなる客観的資料を添付する。 一般的には、金融機関が発行する① 預貯金残高証明書（申請前 3 か月以内のもの）、②融資証明書（申請前 3 か月以内のもの）が該当する。融資元が金融機関以外の場合は、当該融資元に係る残高証明書を添付する。
所有権移転請求権保全の仮登記、及び地上権、地役権、処分禁止の仮処分等の登記がなされている土地の場合、当該権利者の抹消同意	原則として、申請前に権利を抹消することが必要であるが、転用目的の実現の確実性が担保されれば、抹消同意又は転用に供することについての同意をもって、これに代えることができる。 なお次の場合は添付不要とする。 ①設定された権利が抵当権等の担保物権の場合 ②行政機関等による差押等で担当間の連絡により同意の有無が確認できる場合 ③一時転用の場合

代理人申請の場合、 委任状・確認書	①代理人に申請手続を委任する旨の委任状 ②代理人が作成した申請書の内容を理解した上で、そのとおり事業を行う旨の確認書 ※委任状は、必ず委任者本人が自署してください。委任者が法人の場合は、代表者印を押印してください。
----------------------	---

(2) 申請人が法人の場合に必要な添付書類

書類の種類	書類の内容等
法人の登記事項証明書	
法人の定款、寄附行為 又は規約の写し	

(3) 転用目的により必要となる添付書類

転用目的	書類の種類	書類の内容等
砂利採取	採取計画認可申請書写し	採取計画認可申請書写し（採取計画書部分に限る。）
	埋土用土石の確保を証する書面	埋土用土石の売買契約書等の写し
	農地復元の保証書	次のいずれかの書類 ①砂利採取業者で構成する法人格を有する団体（その連合会を含む）による保証書 ②処理基準通知第6の1の(1)の①のウの(ア)のbに基づく書類
	砂利採取に係る農地転用実績書	前回許可地、前々回許可地の採取状況、埋戻し状況等を明らかにした書類
植 林	周辺土地の利用状況図	縮尺 1/600 程度のもの
資材置場等	事業計画書	転用の必要性、土地の選定理由等について具体的に記載したもの。
	決算書等	
	事業経歴書	
建売住宅、 特定建築条件付土地及 び宅地分譲 (共通)	建売住宅及び特定建築条件付土地の転用実績調書（宅地分譲のみの場合を除く）	前回許可地の事業進捗状況等を記載したもの。
	宅地建物取引業免許証の写し	事業計画書の中で、免許番号、免許の日付の記載があれば、添付不要
特定建築条件付土地	当該申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の面積、位置等を表示する図面	建売住宅の場合と同程度の土地利用計画図
	当該事業の全てを実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面	申請時点で最終土地購入者が決まっている場合であっても当該事業の全てを実施する資力が必要
	農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案	「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務処理要領」の要件を満たす契約内容であること。

太陽光発電設備（共通）	経済産業省の事業計画認定状況が確認できる書面の写し	「経済産業省の事業計画認定通知書」又は申請受付・承諾済であることが確認できる書面（マイページのハードコピー等）の写し
	電力会社との接続の同意を証する書類の写し	「接続契約のご案内」、「接続に係る規定に関する承諾のご案内」、「接続に係る規定に関する契約書」等
	事業期間内における売電事業計画がわかる書類	〇〇年間の売電事業（発電量・売電金額・〇〇年目で黒字を見込むか等）のシミュレーション
	パネルの形状、傾斜角度、設置方法等がわかる図面	立面図等
	事業年度終了後の返却方法及び農地復元等について記載した書類（事業計画書に明記すること）	賃貸借の場合
太陽光発電設備（営農型：一時転用）	営農型発電設備の設計図	
	下部の農地における営農計画書	
	営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ	試験研究機関による調査結果等
	必要な知見を有する者の意見書又は先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例	必要な知見を有する者は、例えば普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等が該当する。
	営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面	営農型発電設備を設置する者と下部の農地において営農する者が異なる場合
太陽光発電設備（農地の法面又は畦畔に設置するもの：一時転用）	太陽光発電設備の設計図	
	本地における営農計画書及び法面等の維持管理に関する計画書	
	太陽光発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面	太陽光発電設備を設置する者と法面等の所有者等が異なる場合

廃棄物の最終処分場	事業計画書	次の事項を記載したもの ①土地の具体的選定理由 ②廃棄物の種類 ③廃棄物の種類ごとの取扱量及び排出事業所 ④搬入方法及び具体的な搬入経路 ⑤計画搬入量（日量、月量） ⑥埋立処分の全体計画がある場合はその概要 ⑦復元後の土地利用方法 ⑧周辺農地への被害防除措置の詳細 ⑨排水処理方法 ⑩廃棄物処理施設に係る事業実績
	最終処分場の埋立工程表	
	「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」に基づく事前協議終了通知書の写し	
	一般廃棄物処分業許可証又は産業廃棄物処分業許可証（新規参入業者を除く）の写し	
	公益社団法人栃木県廃棄物協会の保証書	一時転用の場合

(4) 土地改良事業における非農用地区域内の農地に係る申請の場合に必要な添付書類

異種目換地事前指定地に代わるべき一時利用地の指定がなされている場合	一時利用地の指定通知書の写し
	異種目換地事前指定地としての指定通知書の写し
	換地計画において当該一時利用地をそのまま当該一時利用地の従前の土地の換地として定める旨の事業主体の確約書
	申請に係る用途が事業計画において定められた用途である旨の事業主体の証明書
創設換地予定地で事業主体の管理に係る農地等の転用の場合	当該農地等が創設換地予定地であり、かつ、当該農地等の転用許可申請に係る用途（事業計画において定められているその取得予定者が事業主体以外の者である農地等の農地法第5条の規定による申請にあつては、当該転用申請に係る用途及び取得予定者）が、事業計画において定められている用途（事業計画において定められているその取得予定者が事業主体以外の者である農地等の農地法第5条の規定による申請にあつては、事業計画において定められている用途及び取得予定者）である旨の事業主体の証明書